

シンポジウム

少年法適用年齢引下げは 私たちに どんな影響を与えるか

おとなと子どもの境界、どう考える？

選挙権年齢の引下げなどをふまえ、18才未満に少年法の適用年齢を引き下げることが議論されています。でも、各法制度にはそれぞれ、異なる目的があります。

少年法の適用年齢が引き下げられた場合、私たちにものなにか影響があるのでしょうか。

市民の皆さんと、等身大の18・19才の少年に焦点を当てて考えます。

2017/1/10 火
18:00 ~ 20:00
弁護士会館 17階 1701

どなたでも参加いただけます
参加無料 申込不要

第1部 基調報告

成人年齢の引下げの動きと
その一律化について

第2部 基調講演

日本児童青年精神医学会の
「少年法適用引き下げに反対する声明」
について

高岡健氏 日本児童青年精神医学会



高岡 健 (たかおか けん、1953年-)
精神科医。
1979年 岐阜大学医学部卒業。
2015年より発達精神医学研究所所長。
専門は児童青年精神医学、精神病理学。

第3部

パネルディスカッション

高岡健氏
真田安浩氏 更生保護施設補導員・元少年院長
佐藤弘樹氏 カリヨンとびらの家チーフ職員・ジョブトレーナー
元少年 少年院経験者

丸の内線「霞ヶ関」駅
B・1b 出口
千代田区霞が関 1-1-3



お問い合わせ：東京弁護士会 人権課 03-3581-2205
主催：東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会
共催：日本弁護士連合会